

**犯罪被害者等施策推進会議
第2回基本計画検討会**

○基本法第12条関係

(損害賠償の請求についての援助等)

○基本法第16条関係

(居住の安定)

国土交通省

平成17年5月

基本法第12条関係（損害賠償請求についての援助等）

⑦その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

- ・損害保険会社への指導等を踏まえた、適切な損害賠償が保障される制度の確立
- ・誠意のない、態度が悪い保険会社には罰金を課すこと

⑧その他損害賠償請求に関する援助

1. 保険会社への指導につきましては、自動車損害賠償保障法に基づき、以下の仕組みにより、自賠責保険金の支払いの適正化を図っております。

- ①自賠責保険金の支払いに関する紛争の公正かつ適確な解決のために、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構において、被害者等の申請に基づき、医者や弁護士等の専門的知識を有する専門委員による調停を無料で実施しています。
- ②保険会社に対する立入検査の件数を毎年度増やすことにより、自賠責保険の業務に関する指導及び検査を強化しているところです。
- ③保険会社が支払基準に従っていない自賠責保険金の支払いをした場合は、被害者の方の申出に基づき、国土交通大臣が当該保険金の支払いをした保険会社に対して適正な支払いを行うことを指示することとなり、その指示に係る措置をとらなかったときは、当該措置を命令し、違反した場合は100万円以下の罰金が科されることとなります。

2. また、自賠責保険金の支払いについては、昭和42年より、（財）日弁連交通事故相談センターにおいて、弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する法律相談及び示談斡旋を全国の相談所において無料で行い、被害者の方が適切な損害賠償を受けられるための支援を行ってきています。

3. こうした施策により、今後とも保険会社による自賠責保険金支払いの適正化を一層図りたいと考えております。